

国民年金のお知らせ

追納制度について

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた方が、その後、経済的に納付が可能となったときなどに、本人の申し出により、免除や猶予された保険料の全部または一部を納付し、将来の老齢基礎年金の年金額を満額に近づけることができる制度です。（一部免除を受けた期間は、納付すべき一部保険料が納付されていなければ追納することができません）

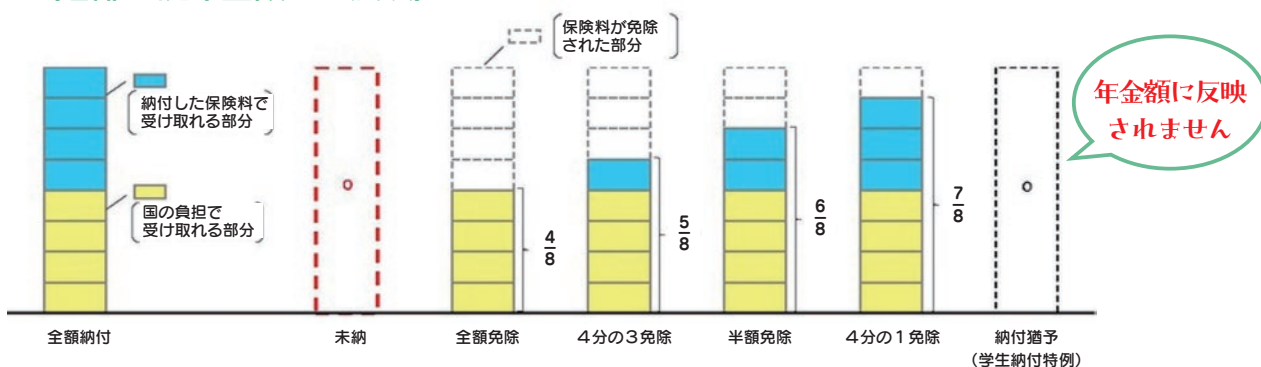
追納制度のメリット

1年間分追納すると、**全額免除の期間であれば老後の年金が年間で約1万円、納付猶予や学生特例の期間であれば年間で約2万円***増えます

また、追納した保険料は社会保険料控除の対象となります。

※納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、追納しないと年金額には反映されません

〈老齢基礎年金額への反映〉



追納保険料について

追納が承認された月の前10年以内の免除等期間について追納が可能です。

免除・納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

申請方法について

お近くの年金事務所窓口または郵送による申請になります。

【必要な書類など】

- ・国民年金保険料追納申込書（年金事務所、市区町村窓口、日本年金機構ホームページ）
- ・マイナンバーカード
（お持ちでない場合、マイナンバーが確認できる書類と身元確認書類が必要）

お問い合わせ先：町民課 戸籍年金係 ☎47-4681
函館年金事務所 ☎0138-31-9086（国民年金課）